

令和6年度版

後期高齢者医療の事業概要

宮城県後期高齢者医療広域連合

目 次

| | |
|--|----|
| I 制度の状況及び概要 | 1 |
| 1. 被保険者数の推移 | 2 |
| (1) 令和5年度までの被保険者数の推移（実計値） | 2 |
| (2) 将来の75歳以上人口の推移（推計値） | 3 |
| (3) 宮城県の被保険者数の状況（令和6年3月31日現在） | 3 |
| 2. 保険料の決定方法 | 5 |
| (1) 医療費と保険料 | 5 |
| (2) 保険料率の決定（改定） | 5 |
| 3. 保険料の賦課・収納状況 | 6 |
| (1) 令和5年度保険料賦課額と収納の状況（令和6年5月末時点） | 6 |
| (2) 令和5年度保険料軽減の状況 | 6 |
| (3) 令和6年度保険料軽減措置のイメージ | 7 |
| 4. 被保険者証 | 8 |
| (1) 被保険者証 | 8 |
| (2) 令和6年12月2日以降の取扱い | 8 |
| (3) 限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証 | 8 |
| II 事業概要及び実績 | 9 |
| 1. 令和5年度保険給付の状況 | 10 |
| (1) 保険給付費について | 10 |
| (2) 保険給付費の年度ごとの推移（平成20年度～令和5年度） | 10 |
| 2. 後期高齢者1人当たりの年間医療費 | 12 |
| 3. 保健事業 | 14 |
| (1) 健康診査事業 | 14 |
| (2) 歯科健診事業 | 14 |
| (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 | 16 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 4. 医療費適正化事業 | 17 |
| (1) ジェネリック医薬品希望シールの配布 | 17 |
| (2) ジェネリック医薬品差額通知 | 17 |
| (3) 医療費通知 | 18 |
| 5. 広報事業..... | 19 |
| Ⅲ 令和6年度予算..... | 21 |
| 1. 一般会計予算（令和6年8月31日現在） | 22 |
| 2. 後期高齢者医療特別会計予算（令和6年8月31日現在） | 23 |

I 制度の状況及び概要

平成 20 年度に「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を実施するために後期高齢者医療制度が創設され、17 年目を迎えました。今後も人口減少・少子高齢化が進むとともに、被保険者数は増加する見込みとなっています。

このような状況の下、令和 4 年 10 月から、一定程度所得がある方については、医療機関等での窓口負担の割合を従来の 1 割から 2 割に引き上げる見直しを実施されたところです。

後期高齢者医療制度は、県内の各市町村にご協力を頂きながら各都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）が運営を行っています。

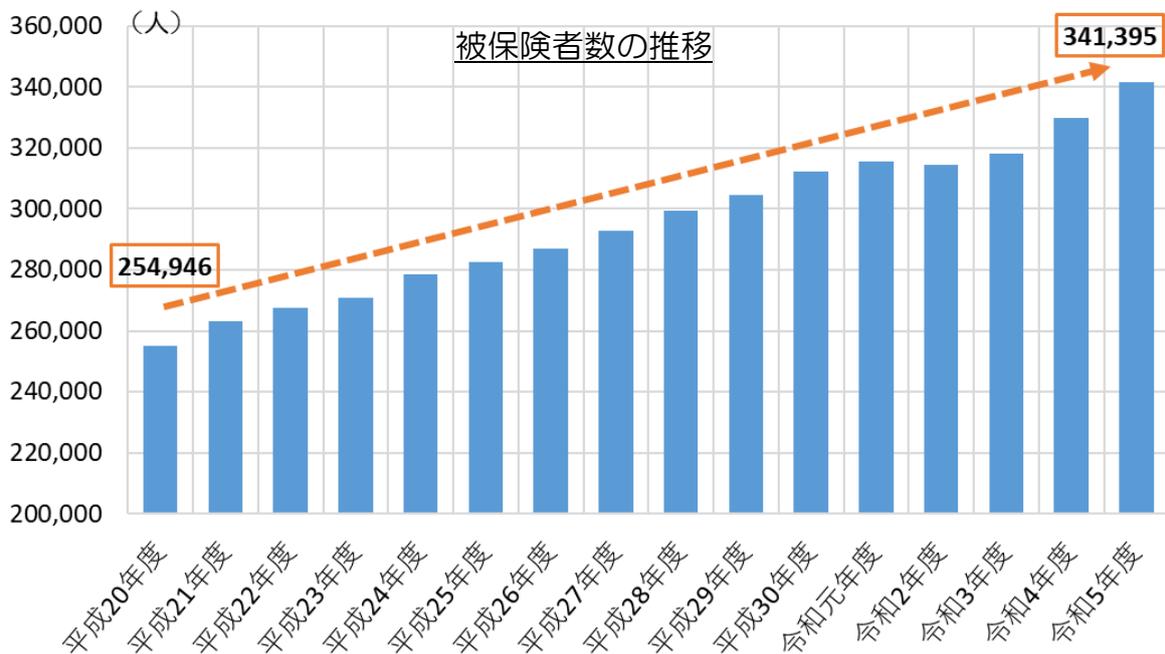
1. 被保険者数の推移

(1) 令和5年度までの被保険者数の推移（実計値）

宮城県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和5年度末には341,395人となっています。制度発足当時の平成20年度当初（248,434人）と比較すると、16年間で92,961人（約37.4%）増加しています。

| 年 度 (年度末時点) | 被保険者数 | 資格別内訳 | |
|----------------|----------|----------|---------|
| | | 75歳以上 | 65～74歳※ |
| 平成20年度 | 254,946人 | 246,617人 | 8,329人 |
| 平成21年度 | 263,272人 | 255,791人 | 7,481人 |
| 平成22年度 | 267,551人 | 260,968人 | 6,583人 |
| 平成23年度 | 270,986人 | 265,190人 | 5,796人 |
| 平成24年度 | 278,465人 | 273,364人 | 5,101人 |
| 平成25年度 | 282,388人 | 277,659人 | 4,729人 |
| 平成26年度 | 287,003人 | 282,690人 | 4,313人 |
| 平成27年度 | 292,823人 | 288,907人 | 3,916人 |
| 平成28年度 | 299,262人 | 295,663人 | 3,599人 |
| 平成29年度 | 304,562人 | 301,168人 | 3,394人 |
| 平成30年度 | 312,117人 | 308,813人 | 3,304人 |
| 令和元年度 | 315,667人 | 312,297人 | 3,370人 |
| 令和2年度 | 314,454人 | 311,085人 | 3,369人 |
| 令和3年度 | 318,191人 | 314,973人 | 3,218人 |
| 令和4年度 | 329,951人 | 327,126人 | 2,825人 |
| 令和5年度 | 341,395人 | 338,860人 | 2,535人 |

※一定の障害がある65歳～74歳の方も、広域連合の認定を受けた場合、制度の対象となります。

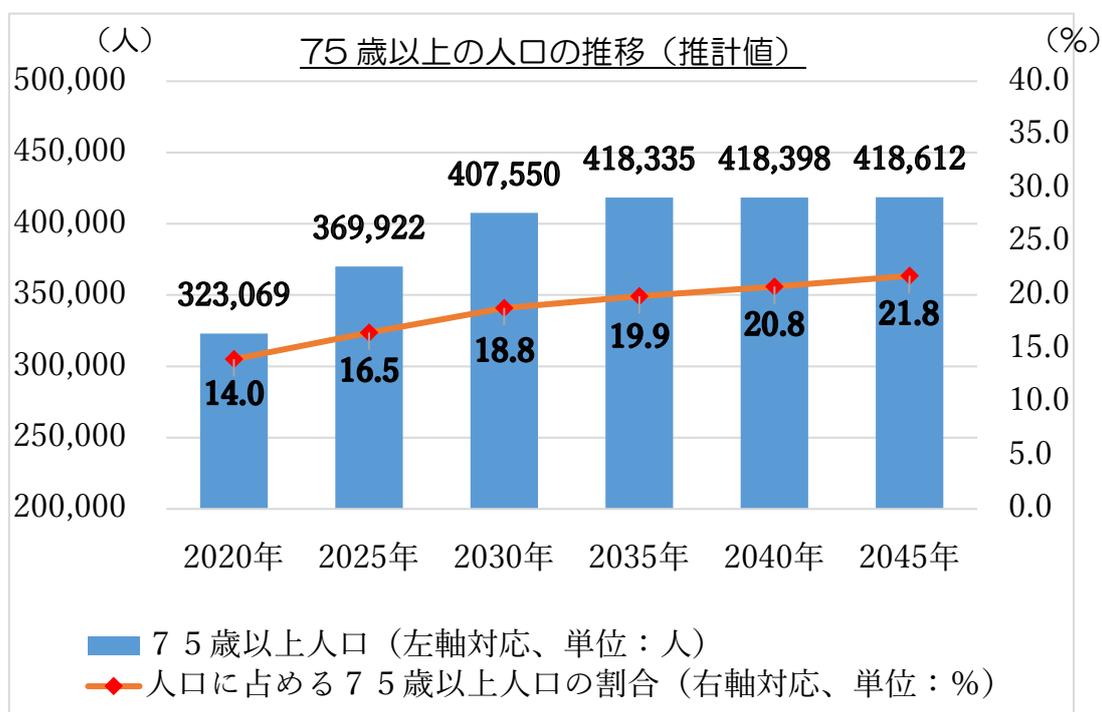


(2) 将来の75歳以上人口の推移（推計値）

| 年 度 | 75歳以上人口 |
|--------------|-----------|
| 令和 2(2020)年 | 323,069 人 |
| 令和 7(2025)年 | 369,922 人 |
| 令和 12(2030)年 | 407,550 人 |
| 令和 17(2035)年 | 418,335 人 |
| 令和 22(2040)年 | 418,398 人 |
| 令和 27(2045)年 | 418,612 人 |

宮城県の75歳以上の人口は、2045年には418,612人まで増加すると見込まれており、その後もしばらく増加が続くと予測されています。

(出典)
国立社会保障・人口問題研究所
『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』



(3) 宮城県の被保険者数の状況（令和6年3月31日現在）



宮城県の住民基本台帳人口：2,230,658人
[前年度比 Δ16,149人 (Δ0.72%)]

宮城県内被保険者数：341,395人
[前年度比 +11,444人 (+3.47%)]

住民基本台帳人口に占める被保険者数の割合 15.30%
[前年度比 +0.61%]

(参考) 市町村別被保険者数と住民基本台帳に占める被保険者数の割合

※令和5年度末時点・被保険者数の割合順

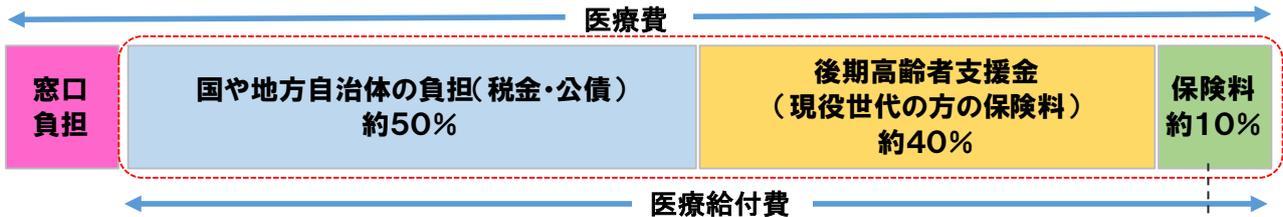
| | 市 町 村 | 住民基本台帳人口に占める 被保険者数の割合(%) | 被保険者数 | 住民基本台帳人口 |
|----|-------|-----------------------------|-----------|-------------|
| 1 | 七ヶ宿町 | 27.64 % | 338 人 | 1,223 人 |
| 2 | 丸森町 | 24.01 % | 2,828 人 | 11,780 人 |
| 3 | 女川町 | 23.99 % | 1,402 人 | 5,844 人 |
| 4 | 山元町 | 23.57 % | 2,714 人 | 11,516 人 |
| 5 | 気仙沼市 | 23.49 % | 13,401 人 | 57,047 人 |
| 6 | 松島町 | 22.74 % | 2,960 人 | 13,019 人 |
| 7 | 栗原市 | 22.24 % | 13,639 人 | 61,318 人 |
| 8 | 南三陸町 | 21.39 % | 2,495 人 | 11,665 人 |
| 9 | 蔵王町 | 20.94 % | 2,303 人 | 10,996 人 |
| 10 | 涌谷町 | 20.19 % | 2,923 人 | 14,480 人 |
| 11 | 加美町 | 19.94 % | 4,234 人 | 21,232 人 |
| 12 | 白石市 | 19.91 % | 6,155 人 | 30,914 人 |
| 13 | 角田市 | 19.90 % | 5,322 人 | 26,748 人 |
| 14 | 川崎町 | 19.60 % | 1,572 人 | 8,020 人 |
| 15 | 村田町 | 19.29 % | 1,926 人 | 9,987 人 |
| 16 | 大郷町 | 19.23 % | 1,448 人 | 7,530 人 |
| 17 | 美里町 | 19.07 % | 4,393 人 | 23,034 人 |
| 18 | 石巻市 | 19.07 % | 25,503 人 | 133,724 人 |
| 19 | 塩竈市 | 18.85 % | 9,782 人 | 51,891 人 |
| 20 | 色麻町 | 18.83 % | 1,172 人 | 6,223 人 |
| 21 | 登米市 | 18.71 % | 13,609 人 | 72,754 人 |
| 22 | 巨理町 | 16.86 % | 5,551 人 | 32,926 人 |
| 23 | 七ヶ浜町 | 16.84 % | 2,989 人 | 17,748 人 |
| 24 | 東松島市 | 16.17 % | 6,172 人 | 38,168 人 |
| 25 | 柴田町 | 16.08 % | 5,863 人 | 36,462 人 |
| 26 | 大崎市 | 16.02 % | 19,718 人 | 123,083 人 |
| 27 | 大衡村 | 15.73 % | 871 人 | 5,538 人 |
| 28 | 大河原町 | 15.35 % | 3,593 人 | 23,414 人 |
| 29 | 岩沼市 | 14.22 % | 6,170 人 | 43,387 人 |
| 30 | 多賀城市 | 13.39 % | 8,275 人 | 61,782 人 |
| 31 | 仙台市 | 13.11 % | 139,164 人 | 1,061,450 人 |
| 32 | 名取市 | 12.14 % | 9,672 人 | 79,665 人 |
| 33 | 利府町 | 11.98 % | 4,289 人 | 35,804 人 |
| 34 | 大和町 | 11.93 % | 3,329 人 | 27,908 人 |
| 35 | 富谷市 | 10.73 % | 5,620 人 | 52,378 人 |
| | 合 計 | 15.30 % | 341,395 人 | 2,230,658 人 |

2. 保険料の決定方法

(1) 医療費と保険料

医療費は、被保険者が病院などで支払う「**窓口負担(自己負担額)**」と保険から給付される「**医療給付費**」で構成されています。この「医療給付費」のうち、約50%を国と地方自治体(税金など)で、約40%を後期高齢者支援金(現役世代の方の保険料)で負担し、残りの約10%を被保険者の保険料で負担します。

医療給付費の多くが公費と現役世代からの支援金で賄われている医療制度となっています。

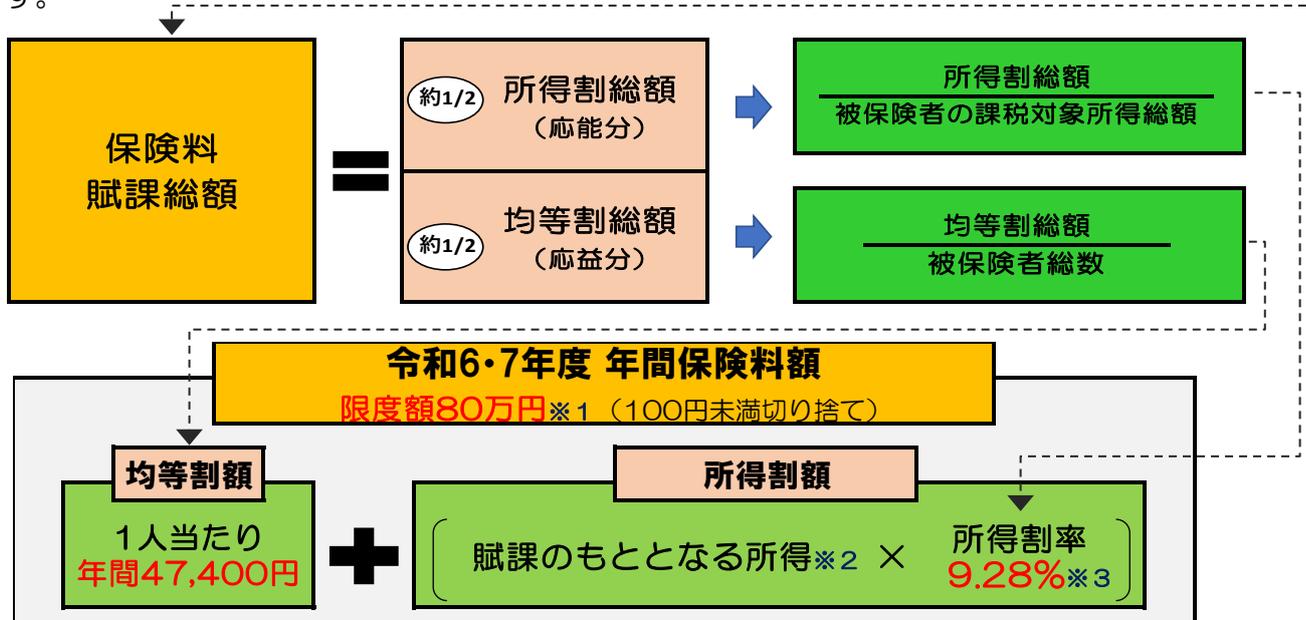


(2) 保険料率の決定(改定)

後期高齢者医療制度の保険料は、広域連合の条例で保険料率を定めて決定します。

この保険料は、被保険者の所得に応じて賦課される「**所得割額(応能分)**」と、被保険者全員が等しく負担する「**均等割額(応益分)**」から構成され、被保険者一人一人を単位として算定・賦課されます。

また、2年に一度保険料率の改定を行っており、次回改定は令和8年度となります。その際に、今後2か年分の医療費を予測し、収支の均衡が図られるよう保険料率を設定します。



※1 令和6年度における特例として、令和6年3月以前に加入した方は、限度額73万円となります。

※2 「賦課のもととなる所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額を控除した額です(ただし、繰越純損失額は控除されますが、繰越雑損失額は控除されません。)

※3 令和6年度における特例として、賦課のもととなる所得が58万円以下の方は、所得割率8.72%となります。

3. 保険料の賦課・収納状況

(1) 令和5年度保険料賦課額と収納の状況（令和6年5月末時点）

保険料の納付方法については、年金から保険料が天引きされる「特別徴収」が原則となります。また、口座振替や直接金融機関等で納付する「普通徴収」もあります。

| 賦課額 (A) | 収納額 (B) | 未納額 (A-B) | 収納率 (B) / (A) |
|--------------------------|----------------|--------------|---------------|
| 231 億 6,970 万円 | 230 億 5,961 万円 | 1 億 1,009 万円 | 99.52% |
| うち特別徴収 142 億 8,650 万円 | 142 億 8,650 万円 | | 100% |
| うち普通徴収 88 億 8,320 万円 | 87 億 7,311 万円 | 1 億 1,009 万円 | 98.76% |

(2) 令和5年度保険料軽減の状況

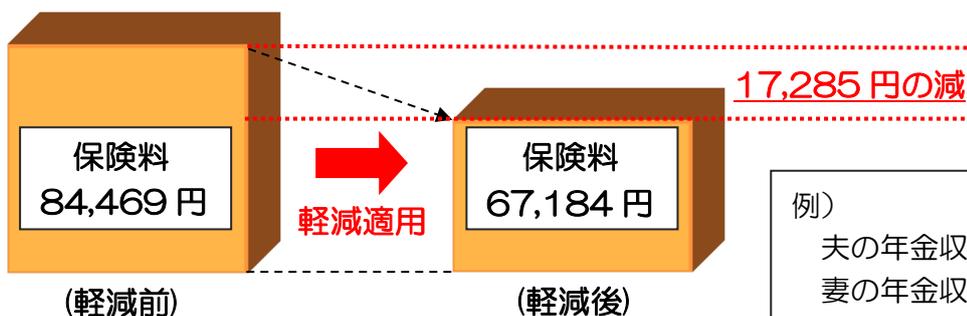
同一世帯内の所得が低い場合や、会社の健康保険などの被扶養者であった方は、保険料均等割額が軽減されます。令和5年度（令和6年3月異動賦課時）の保険料軽減総額は、

59 億 2,149 万円です。

（令和5年度1人当たり均等割額：44,640円）

| 軽減割合等 | | 軽減者数 | 軽減額 | 軽減後の 1人当たり 年間均等割額 |
|-----------|-----------|----------|---------------|-------------------------|
| 均等割額の軽減種類 | 7割軽減 | 124,962人 | 39 億 481 万円 | 13,392円 |
| | 5割軽減 | 46,054人 | 10 億 2,793 万円 | 22,320円 |
| | 2割軽減 | 40,948人 | 3 億 6,558 万円 | 35,712円 |
| | 元被扶養者7割軽減 | 16,407人 | 5 億 1,269 万円 | 13,392円 |
| | 元被扶養者5割軽減 | 4,950人 | 1 億 1,048 万円 | 22,320円 |
| 合計 | | 233,321人 | 59 億 2,149 万円 | — |

(参考) 1人当たりの平均保険料賦課額と軽減後の保険料賦課額（令和5年度確定賦課時）

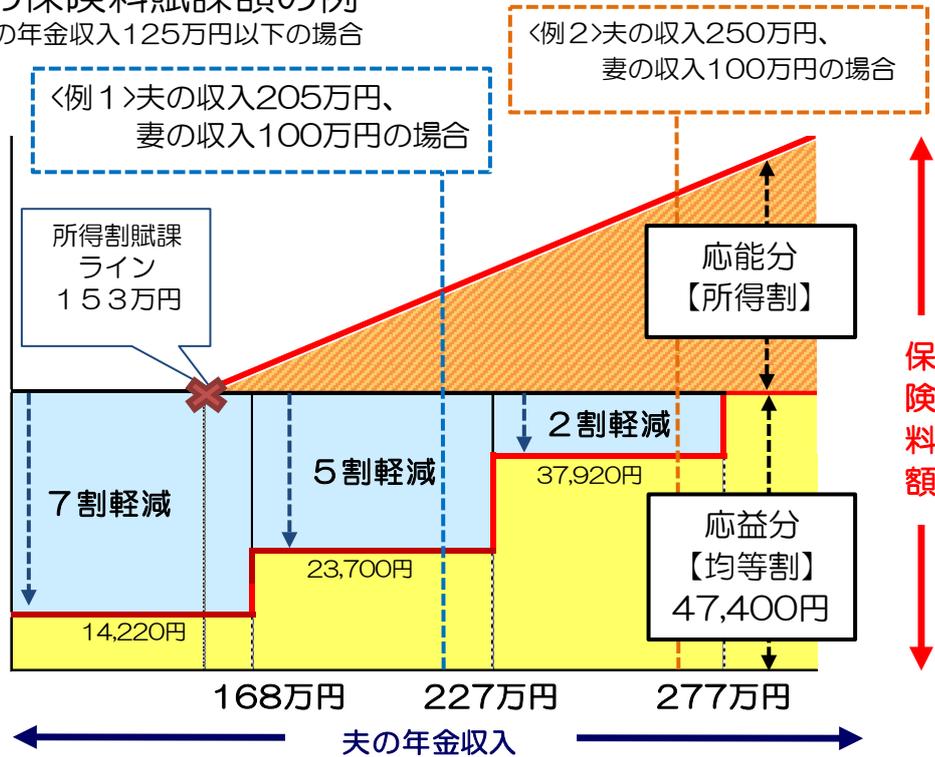


例)
 夫の年金収入：205万円
 妻の年金収入：100万円
 上記の場合の夫の保険料賦課額
67,100円

(3) 令和6年度保険料軽減措置のイメージ

夫の保険料賦課額の例

※妻の年金収入125万円以下の場合



〈例1〉 23,700円 + 45,344円 = 69,000円

〈例2〉 37,920円 + 90,016円 = 127,900円

※100円未満切り捨て

均等割額の軽減対象判定基準

| 均等割額軽減割合 | 同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額 | 軽減後の1人当たり年間均等割額 |
|----------|---|-----------------|
| 7割軽減 | 43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯 | 14,220円 |
| 5割軽減 | 43万円+29万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 23,700円 |
| 2割軽減 | 43万円+54万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 37,920円 |

【給与所得者等とは】

- ① 給与収入が年間55万円を超える方
- ② 65歳未満で公的年金等の収入が年間60万円を超える方
- ③ 65歳以上で公的年金等の収入が年間125万円を超える方

4. 被保険者証

(1) 被保険者証

医療機関等の窓口で提示すると、かかった医療費の一部の負担で医療が受けられます。被保険者 1 人に 1 枚交付され、有効期間は「令和 7 年 7 月 31 日」です。

なお、法改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降、新たな保険証は発行されなくなります。

| 後期高齢者医療被保険者証 | |
|-------------------|--|
| 有効期限 | 令和 7 年 7 月 31 日 |
| 交付年月日 | 令和 年 月 日 |
| 被保険者番号 | |
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | |
| 資格取得年月日 | |
| 発効期日 | |
| 一部負担金の割合 | |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 宮城県 後期高齢者医療広域連合  |

(2) 令和 6 年 12 月 2 日以降の取扱い

令和 6 年 12 月 2 日以降に 75 歳になられる方や住所異動・保険証紛失等による再交付の申請があった方には、保険証の替わりとなる「資格確認書」を交付します。

12 月 2 日以降、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付することになっていきますが、後期高齢者については、IT に不慣れなどの理由により、来年の 7 月末までは「資格情報のお知らせ」は使わずに、すべて「資格確認書」を交付することになりました。

| 後期高齢者医療資格確認書 | |
|-------------------|---|
| 有効期限 | 令和 7 年 7 月 31 日 |
| 交付年月日 | 令和 6 年 12 月 2 日 |
| 被保険者番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 住所 | 仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 3 号 |
| 氏名 | 広域 太郎 男 |
| 生年月日 | |
| 資格取得年月日 | 令和 6 年 12 月 2 日 |
| 負担割合・発効期日 | 2 割・令和 6 年 12 月 2 日 |
| 適用区分・発効期日 | |
| 長期入院該当日 | |
| 特定疾病区分・発効期日 | |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 3 9 0 4 0 0 1 0 宮城県 後期高齢者医療広域連合  |

(3) 限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関等の窓口で支払う医療費の負担割合は、所得に応じて、1 割、2 割、3 割のいずれかになります。

3 割負担の方のうち、所得区分（適用区分）が現役Ⅰまたは現役Ⅱに該当する方や、負担割合が 1 割負担の方のうち、所得区分（適用区分）が区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方は、これらの認定証を医療機関等の窓口で提示することで、支払額をそれぞれの自己負担限度額に留め、医療費の窓口負担を抑えることができます。

12 月 2 日以降に認定申請いただいた場合は、認定証を発行せずに、資格確認書に限度区分等を記載することになります。

Ⅱ 事業概要及び実績

高齢化が進むにつれて、保険給付費は年々増加しています。広域連合では、医療費適正化を図るべく、医療費適正化事業を行っています。

また、健康を保持し、病気を事前に予防するための保健事業を併せて実施しています。

そのほか後期高齢者医療制度に関するリーフレットやポスターを作成し、制度の周知を行う広報事業を行っています。

1. 令和5年度保険給付の状況

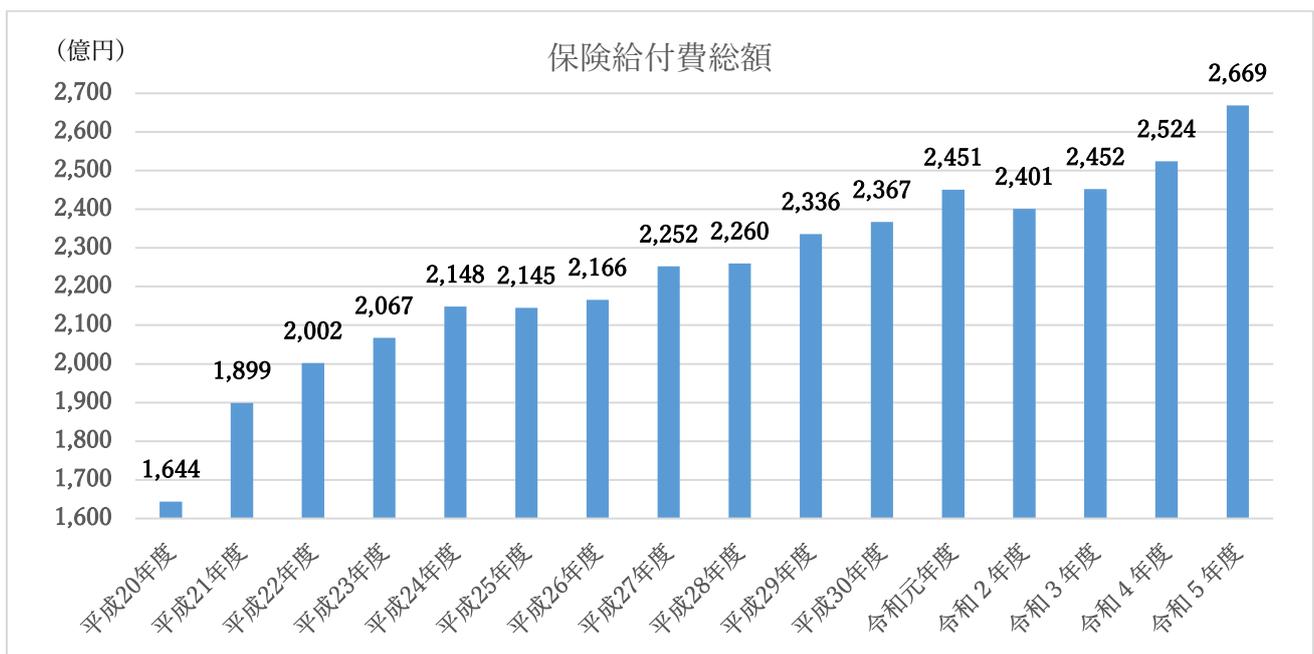
(1) 保険給付費について

保険給付費は、主に医療給付費及び療養費並びに高額療養費及び高額介護合算療養費などがこれに該当します。その中でも医療給付費（被保険者の皆様が、医療機関へ自己負担額を医療機関の窓口で支払い、残りの医療費を広域連合が負担したもの）の割合が最も高く、令和5年度実績では保険給付費全体の約96%を医療給付費が占めています。

(2) 保険給付費の年度ごとの推移（平成20年度～令和5年度）

○保険給付費は、高齢化が進むとともに、年々増加しています。（令和2年度は、新型コロナ等の影響から減少に転じていますが、増加傾向が続くと予想されます。）

○制度発足当時の平成20年度の保険給付費は1,644億円でしたが、令和5年度には2,669億円となっており、16年間で約**62.3%増**となっています。



保険給付費等の内訳（令和5年度決算値）

| 種 別 | 内訳種別 | 件数 | 保険給付費 |
|----------------|-----------|--------------|-------------------------|
| (1)医療給付費 ※1 | 医科 | 5,392,728 件 | 2,008 億 2,797 万 5,413 円 |
| | 歯科 | 835,504 件 | 93 億 2,024 万 6,219 円 |
| | 調剤 | 3,888,324 件 | 445 億 5,448 万 4,253 円 |
| | 食事療養費 ※3 | 206,104 件 | 29 億 1,412 万 6,519 円 |
| | 医療給付費計 | 10,116,556 件 | 2,576 億 1,683 万 2,404 円 |
| (2)療養費 ※2 | 療養費 | 7,600 件 | 1 億 7,274 万 4,553 円 |
| | はり灸・マッサージ | 37,709 件 | 9 億 168 万 7,087 円 |
| | 柔道整復 | 81,381 件 | 4 億 8,889 万 4,555 円 |
| | 療養費計 | 126,690 件 | 15 億 6,332 万 6,195 円 |
| (3)訪問看護療養費 ※4 | | 23,463 件 | 31 億 6,031 万 9,700 円 |
| (4)移送費 ※5 | | 1 件 | 17 万 5,800 円 |
| (5)審査支払手数料 | | 10,218,979 件 | 6 億 2,105 万 6,155 円 |
| 療養諸費計 | | 20,485,689 件 | 2,629 億 6,171 万 254 円 |
| (6)高額療養費 ※6 | 高額療養費 | 550,957 件 | 26 億 2,129 万 8,311 円 |
| | 外来年間合算 | 2,635 件 | 8,132 万 8,008 円 |
| (7)高額介護合算 ※7 | | 19,685 件 | 2 億 4,429 万 9,429 円 |
| 高額療養諸費計 | | 573,277 件 | 29 億 4,692 万 5,748 円 |
| (8)葬祭費 ※8 | | 19,778 件 | 9 億 8,890 万円 |
| (9)傷病手当金 ※9 | | 10 件 | 20 万 8,458 円 |
| 保険給付費等合計 | | 21,078,754 件 | 2,668 億 9,774 万 4,460 円 |

- ※1 被保険者の皆様が医療機関へ自己負担額を医療機関の窓口で支払い、残りの医療費を広域連合が負担したものの。
- ※2 被保険者の皆様が施術機関等へ自己負担額または全額を支払い、後日、申請することで、広域連合が差額分を払い戻したものの。
- ※3 食事療養費の件数は、再掲のため医療給付費計に含まれておりません。
- ※4 被保険者の皆様が、医師が必要と認めて訪問看護を利用した際に、自己負担額以外を広域連合が負担したものの。
- ※5 移動が困難な被保険者の皆様が、医師の指示で、転院などの緊急移動費用がかかったときの費用全額を広域連合が支給したものの。
- ※6 被保険者の皆様が、医療機関などで支払った自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に、その超えた分を広域連合が支給したものの。
- ※7 医療と介護の両方の自己負担額を世帯で合算し、基準額を超えた場合、超えた分を広域連合が支給したものの。
- ※8 葬祭を行った方（喪主）または火葬のみを行った方へ 5 万円（1 人当たり）支給したものの。
- ※9 給与等の支払を受けている被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務ができず、給与等を受けることができなかつた場合に支給したものの。

2. 後期高齢者 1 人当たりの年間医療費

後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費は、下のグラフのとおり令和元年度まで増加傾向でしたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、前年度より減少しています。

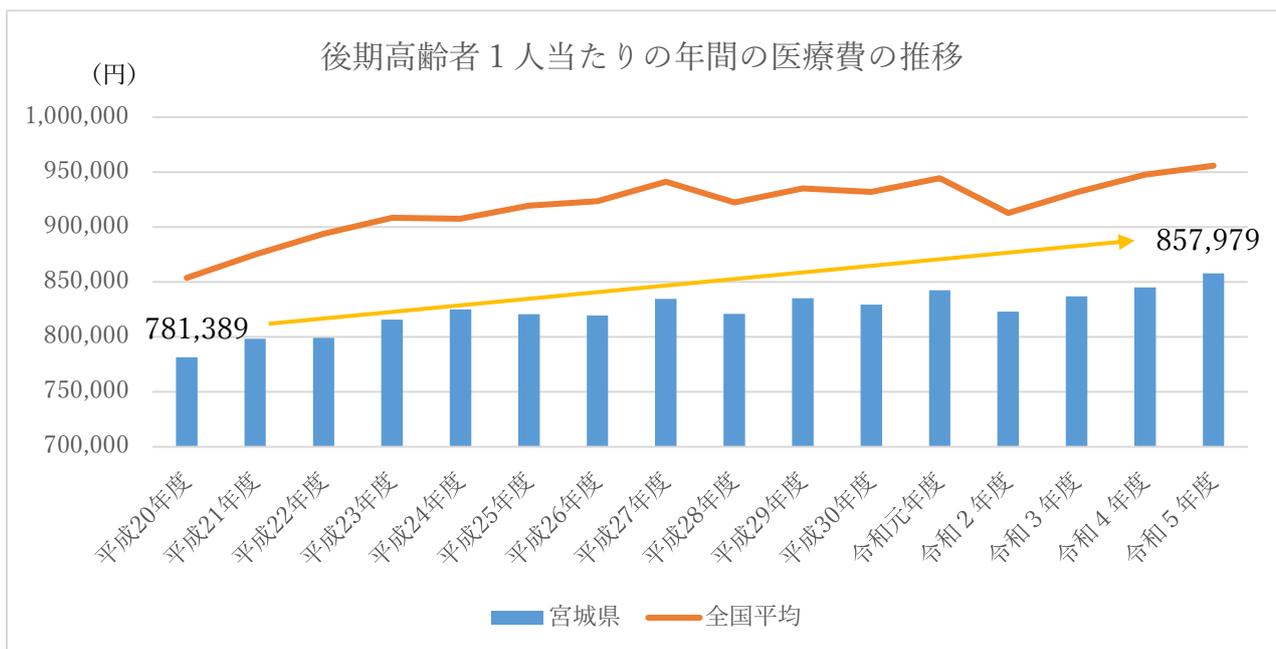
令和 5 年度の宮城県の 1 人当たりの年間医療費は、全国平均値よりも 9 万 7 千 9 2 5 円低くなっています。これについては、様々な理由が考えられますが、宮城県では、西日本などに比べて病床数（ベッド数）がやや少ないため、病気になった際に入院治療よりも在宅治療を選択する場合が比較的多いことなどが理由の一つと考えられます。

また、制度発足当時の平成 20 年度から過去 16 年間の 1 人当たりの年間医療費の伸び率について、全国平均と宮城県を比較すると、全国平均は約 11.96% 増であるのに対し、宮城県は約 9.80% 増となっており、全国平均の伸び率が大きくなっています。

各都道府県の後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費については、次ページをご覧ください。

後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費の推移

| 年度 | 宮城県 | 全国平均 | 年度 | 宮城県 | 全国平均 |
|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|
| 平成 20 年度 | 781,389 円 | 853,767 円 | 平成 28 年度 | 820,968 円 | 922,352 円 |
| 平成 21 年度 | 798,219 円 | 874,915 円 | 平成 29 年度 | 835,160 円 | 935,255 円 |
| 平成 22 年度 | 799,256 円 | 893,918 円 | 平成 30 年度 | 829,327 円 | 932,054 円 |
| 平成 23 年度 | 815,725 円 | 908,543 円 | 令和 元 年度 | 842,538 円 | 944,656 円 |
| 平成 24 年度 | 825,111 円 | 907,497 円 | 令和 2 年度 | 822,992 円 | 912,746 円 |
| 平成 25 年度 | 820,768 円 | 919,610 円 | 令和 3 年度 | 836,915 円 | 931,606 円 |
| 平成 26 年度 | 819,662 円 | 923,576 円 | 令和 4 年度 | 844,994 円 | 947,672 円 |
| 平成 27 年度 | 834,557 円 | 941,240 円 | 令和 5 年度 | 857,979 円 | 955,904 円 |



後期高齢者一人当たり医療費の都道府県順位（単位：円）

令和5年度、宮城県は全国 36 位です。

| 令和4年度 | | | | 令和5年度 | | | |
|-------|------|-----------|---------------|-------|------|-----------|---------------|
| 順位 | 都道府県 | 一人当たり医療費 | 全国平均=100とした指数 | 順位 | 都道府県 | 一人当たり医療費 | 全国平均=100とした指数 |
| | | (円) | | | | (円) | |
| 1 | 福岡県 | 1,174,485 | 123.9 | 1 | 福岡県 | 1,181,148 | 123.6 |
| 2 | 高知県 | 1,156,229 | 122.0 | 2 | 高知県 | 1,157,787 | 121.1 |
| 3 | 鹿児島県 | 1,123,151 | 118.5 | 3 | 鹿児島県 | 1,125,964 | 117.8 |
| 4 | 佐賀県 | 1,110,442 | 117.2 | 4 | 佐賀県 | 1,104,298 | 115.5 |
| 5 | 熊本県 | 1,087,614 | 114.8 | 5 | 長崎県 | 1,092,064 | 114.2 |
| 6 | 長崎県 | 1,085,250 | 114.5 | 6 | 熊本県 | 1,091,033 | 114.1 |
| 7 | 大阪府 | 1,074,066 | 113.3 | 7 | 大阪府 | 1,080,181 | 113.0 |
| 8 | 北海道 | 1,067,387 | 112.6 | 8 | 徳島県 | 1,076,334 | 112.6 |
| 9 | 徳島県 | 1,062,722 | 112.1 | 9 | 北海道 | 1,075,447 | 112.5 |
| 10 | 大分県 | 1,051,889 | 111.0 | 10 | 大分県 | 1,067,731 | 111.7 |
| 11 | 広島県 | 1,042,793 | 110.0 | 11 | 広島県 | 1,057,606 | 110.6 |
| 12 | 沖縄県 | 1,038,660 | 109.6 | 12 | 沖縄県 | 1,049,283 | 109.8 |
| 13 | 京都府 | 1,032,013 | 108.9 | 13 | 山口県 | 1,036,729 | 108.5 |
| 14 | 山口県 | 1,025,304 | 108.2 | 14 | 京都府 | 1,027,456 | 107.5 |
| 15 | 兵庫県 | 1,023,673 | 108.0 | 15 | 兵庫県 | 1,025,455 | 107.3 |
| 16 | 香川県 | 983,628 | 103.8 | 16 | 岡山県 | 994,065 | 104.0 |
| 17 | 岡山県 | 980,608 | 103.5 | 17 | 石川県 | 990,505 | 103.6 |
| 18 | 石川県 | 974,140 | 102.8 | 18 | 香川県 | 986,900 | 103.2 |
| 19 | 和歌山県 | 963,558 | 101.7 | 19 | 愛知県 | 973,375 | 101.8 |
| 20 | 愛媛県 | 959,091 | 101.2 | 20 | 愛媛県 | 963,121 | 100.8 |
| 21 | 東京都 | 952,816 | 100.5 | 21 | 東京都 | 960,540 | 100.5 |
| 22 | 愛知県 | 952,312 | 100.5 | 22 | 和歌山県 | 960,509 | 100.5 |
| 23 | 鳥取県 | 946,131 | 99.8 | 23 | 島根県 | 950,727 | 99.5 |
| 24 | 奈良県 | 944,714 | 99.7 | 24 | 鳥取県 | 950,217 | 99.4 |
| 25 | 島根県 | 940,542 | 99.2 | 25 | 奈良県 | 946,495 | 99.0 |
| 26 | 滋賀県 | 929,711 | 98.1 | 26 | 富山県 | 940,384 | 98.4 |
| 27 | 富山県 | 929,505 | 98.1 | 27 | 滋賀県 | 937,795 | 98.1 |
| 28 | 福井県 | 915,729 | 96.6 | 28 | 宮崎県 | 931,374 | 97.4 |
| 29 | 宮崎県 | 914,010 | 96.4 | 29 | 福井県 | 916,495 | 95.9 |
| 30 | 神奈川県 | 882,399 | 93.1 | 30 | 神奈川県 | 893,364 | 93.5 |
| 31 | 岐阜県 | 874,536 | 92.3 | 31 | 岐阜県 | 879,177 | 92.0 |
| 32 | 山梨県 | 873,529 | 92.2 | 32 | 三重県 | 871,542 | 91.2 |
| 33 | 群馬県 | 871,408 | 92.0 | 33 | 山梨県 | 868,345 | 90.8 |
| 34 | 三重県 | 857,584 | 90.5 | 34 | 群馬県 | 867,624 | 90.8 |
| 35 | 長野県 | 849,520 | 89.6 | 35 | 長野県 | 858,809 | 89.8 |
| 36 | 山形県 | 845,490 | 89.2 | 36 | 宮城県 | 857,979 | 89.8 |
| 37 | 宮城県 | 844,994 | 89.2 | 37 | 山形県 | 854,574 | 89.4 |
| 38 | 埼玉県 | 844,437 | 89.1 | 38 | 茨城県 | 852,045 | 89.1 |
| 39 | 茨城県 | 840,220 | 88.7 | 39 | 埼玉県 | 851,283 | 89.1 |
| 40 | 栃木県 | 835,126 | 88.1 | 40 | 静岡県 | 842,735 | 88.2 |
| 41 | 千葉県 | 830,050 | 87.6 | 41 | 栃木県 | 841,704 | 88.1 |
| 42 | 静岡県 | 829,551 | 87.5 | 42 | 千葉県 | 838,769 | 87.7 |
| 43 | 福島県 | 820,887 | 86.6 | 43 | 福島県 | 827,235 | 86.5 |
| 44 | 秋田県 | 805,593 | 85.0 | 44 | 青森県 | 823,631 | 86.2 |
| 45 | 青森県 | 804,990 | 84.9 | 45 | 秋田県 | 813,090 | 85.1 |
| 46 | 岩手県 | 774,799 | 81.8 | 46 | 岩手県 | 779,423 | 81.5 |
| 47 | 新潟県 | 762,174 | 80.4 | 47 | 新潟県 | 767,579 | 80.3 |
| - | 全国平均 | 947,672 | 100.0 | - | 全国平均 | 955,904 | 100.0 |
| 最大/最小 | | 1.54倍 | | 最大/最小 | | 1.54倍 | |

出典：公益社団法人国民健康保険中央会 医療費速報 参考資料（令和5年度）

3. 保健事業

(1) 健康診査事業

被保険者が自身の健康状態を把握することにより、生活習慣病等の早期発見を促し、健康の保持・増進を図るため、広域連合では、被保険者の皆様を対象とした健康診査を毎年度市町村へ委託して行っています。

健康診査の項目

| | 区分 | 検査項目 |
|------|----------------|----------------------------|
| 基本項目 | 問診 | 服薬歴・既往歴 |
| | 脂質 | 中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール |
| | 肝機能 | AST・ALT・γ-GT |
| | 代謝系 | 空腹時血糖またはヘモグロビンA1c |
| | 尿・腎機能 | 尿糖・尿蛋白 |
| | 検査 | 自覚症状・多覚症状の有無 |
| | 計測 | 身長・体重・BMI・血圧 |
| 詳細項目 | 貧血検査 (血液一般) | 血色素量・赤血球数・ヘマトクリット値 |
| | 心機能 | 心電図検査 |
| | 眼底検査 | 眼底検査 |
| | クレアチニン検査 | 血清クレアチニン検査 (eGFR) |

(2) 歯科健診事業

うがいや歯磨き、入れ歯の掃除などを行い、口の中を清潔に保つことによって、「^{ごえんせいはいえん}誤嚥性肺炎」
※など高齢者に多く発生する病気を予防することができます。

広域連合では、このような病気の予防のために平成22年度から無料で歯科健診（歯と口腔衛生状態などの確認）と事後指導（歯磨き指導など）を実施しています。



【令和6年度の実施状況】

- ◎対象者：昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれの方
- ◎健診の期間：令和6年8月1日から11月29日まで
- ◎歯科医院数：766医院

【令和5年度の実施結果（決算値）】

- ◎受診率：17.51%
- ◎受診者数：5,861人（対象者33,469人）

ごえんせいはいえん
※誤嚥性肺炎とは、物を飲み込む動きを「えんげ嚥下機能」、口から食道へ入るものが気管に入ること
を「ごえん誤嚥」と言います。ごえんせいはいえん
えんげ誤嚥性肺炎は、嚥下機能障害により唾液や食物、胃液など一緒に細菌が気道に誤って入ることにより発症します。

参考

【県内市町村別健康診査受診率の状況】

| No. | 市町村名 | 令和5年度 | | | | 令和4年度 | | | |
|-----|------|---------------|---------------|------------|----|---------------|---------------|------------|----|
| | | 対象者数 A (人) | 受診者数 B (人) | 受診率 B/A | 順位 | 対象者数 A (人) | 受診者数 B (人) | 受診率 B/A | 順位 |
| 1 | 仙台市 | 123,605 | 41,718 | 33.75% | 8 | 117,937 | 38,809 | 32.91% | 8 |
| 2 | 石巻市 | 22,993 | 6,634 | 28.85% | 16 | 22,326 | 6,293 | 28.19% | 14 |
| 3 | 塩竈市 | 9,276 | 2,134 | 23.01% | 29 | 8,984 | 1,918 | 21.35% | 28 |
| 4 | 気仙沼市 | 12,193 | 2,974 | 24.39% | 24 | 11,764 | 2,750 | 23.38% | 21 |
| 5 | 白石市 | 5,617 | 1,297 | 23.09% | 28 | 5,513 | 1,190 | 21.59% | 26 |
| 6 | 名取市 | 8,522 | 3,788 | 44.45% | 5 | 8,167 | 3,643 | 44.61% | 4 |
| 7 | 角田市 | 4,554 | 1,110 | 24.37% | 25 | 4,466 | 839 | 18.79% | 32 |
| 8 | 多賀城市 | 7,422 | 2,209 | 29.76% | 12 | 7,091 | 2,037 | 28.73% | 11 |
| 9 | 岩沼市 | 5,415 | 1,381 | 25.50% | 21 | 5,128 | 1,139 | 22.21% | 23 |
| 10 | 登米市 | 12,675 | 3,690 | 29.11% | 15 | 12,515 | 3,470 | 27.73% | 15 |
| 11 | 栗原市 | 12,511 | 2,712 | 21.68% | 32 | 12,492 | 2,590 | 20.73% | 29 |
| 12 | 東松島市 | 5,494 | 1,603 | 29.18% | 14 | 5,340 | 1,144 | 21.42% | 27 |
| 13 | 大崎市 | 18,407 | 3,887 | 21.12% | 33 | 17,879 | 3,419 | 19.12% | 31 |
| 14 | 富谷市 | 4,860 | 2,187 | 45.00% | 4 | 4,546 | 1,933 | 42.52% | 5 |
| 15 | 蔵王町 | 2,061 | 409 | 19.84% | 34 | 2,000 | 340 | 17.00% | 33 |
| 16 | 七ヶ宿町 | 295 | 161 | 54.58% | 1 | 305 | 168 | 55.08% | 1 |
| 17 | 大河原町 | 3,327 | 1,723 | 51.79% | 2 | 3,157 | 1,711 | 54.20% | 2 |
| 18 | 村田町 | 1,700 | 476 | 28.00% | 19 | 1,643 | 432 | 26.29% | 17 |
| 19 | 柴田町 | 5,409 | 1,774 | 32.80% | 9 | 5,158 | 1,638 | 31.76% | 9 |
| 20 | 川崎町 | 1,392 | 574 | 41.24% | 6 | 1,352 | 517 | 38.24% | 6 |
| 21 | 丸森町 | 2,417 | 566 | 23.42% | 27 | 2,454 | 530 | 21.60% | 25 |
| 22 | 亘理町 | 5,075 | 1,430 | 28.18% | 17 | 4,838 | 1,291 | 26.68% | 16 |
| 23 | 山元町 | 2,468 | 731 | 29.62% | 13 | 2,387 | 627 | 26.27% | 18 |
| 24 | 松島町 | 2,661 | 637 | 23.94% | 26 | 2,593 | 585 | 22.56% | 22 |
| 25 | 七ヶ浜町 | 2,748 | 716 | 26.06% | 20 | 2,591 | 641 | 24.74% | 19 |
| 26 | 利府町 | 3,715 | 1,119 | 30.12% | 11 | 3,513 | 994 | 28.29% | 13 |
| 27 | 大和町 | 2,871 | 894 | 31.14% | 10 | 2,805 | 841 | 29.98% | 10 |
| 28 | 大郷町 | 1,305 | 367 | 28.12% | 18 | 1,252 | 358 | 28.59% | 12 |
| 29 | 大衡村 | 711 | 281 | 39.52% | 7 | 684 | 233 | 34.06% | 7 |
| 30 | 色麻町 | 995 | 243 | 24.42% | 23 | 984 | 202 | 20.53% | 30 |
| 31 | 加美町 | 3,867 | 646 | 16.71% | 35 | 3,711 | 542 | 14.61% | 35 |
| 32 | 涌谷町 | 2,639 | 586 | 22.21% | 30 | 2,561 | 565 | 22.06% | 24 |
| 33 | 美里町 | 4,082 | 1,016 | 24.89% | 22 | 4,023 | 965 | 23.99% | 20 |
| 34 | 女川町 | 1,281 | 611 | 47.70% | 3 | 1,197 | 558 | 46.62% | 3 |
| 35 | 南三陸町 | 2,220 | 490 | 22.07% | 31 | 2,160 | 350 | 16.20% | 34 |
| 合計 | | 306,783 | 92,774 | 30.24% | - | 295,516 | 85,262 | 28.85% | - |

※対象者数は、4月1日現在。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かい支援を行い、高齢者の健康増進を図ることを目的として実施するものです。

本事業は令和2年度から市町村に委託して実施しており、国では令和6年度までに全市町村で実施することを目標とし、宮城県は令和6年度から全35市町村が事業を実施しています。

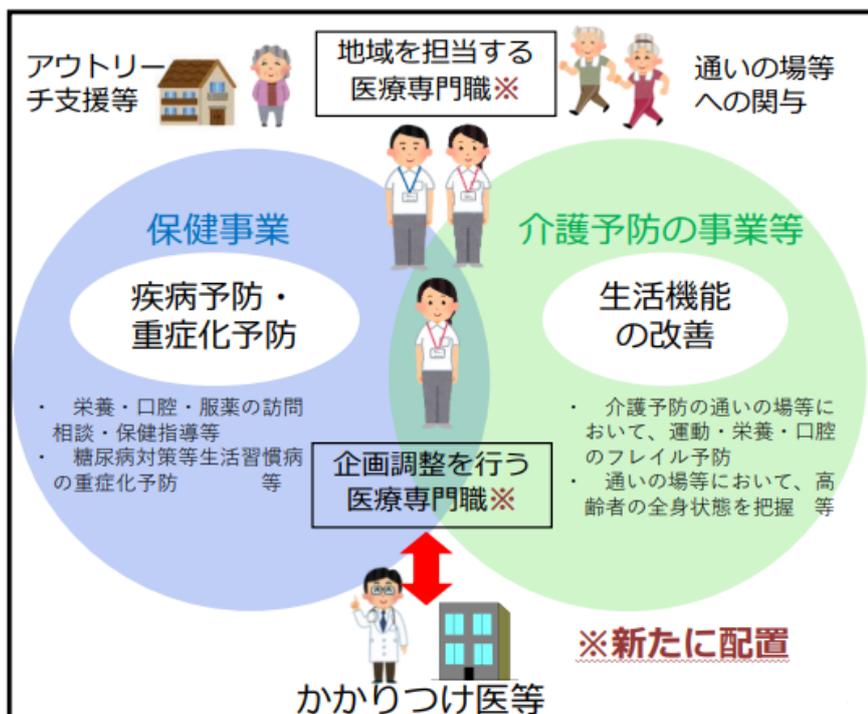
広域連合では、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）及び通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）の事業を実施する日常生活圏域数に応じて、市町村に委託事業費を交付しています。

【令和6年度実施状況】

ハイリスクアプローチ取組事業内訳（複数取組市町村あり）

| | |
|----------------|------|
| 低栄養 | 2か所 |
| 口腔 | 1か所 |
| 服薬（重複投薬・多剤投与等） | 1か所 |
| 生活習慣病重症化予防 | 16か所 |
| 糖尿病性腎症重症化予防 | 14か所 |
| 健康状態不明者対策 | 19か所 |

▼一体的実施イメージ図



4. 医療費適正化事業

被保険者が必要に応じて適切な医療を受けることができる体制を構築することは保険者である広域連合の責務であり、また、今後、被保険者が増加していく中、持続可能な制度を堅持するためにも医療費の適正化を図ることが求められています。

広域連合では、ジェネリック医薬品の使用を推進することにより、医療費の削減に努めています。また、被保険者の皆様の医療費を定期的に通知することにより、健康意識の啓発を行っています。

(1) ジェネリック医薬品希望シールの配布

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」には、先発医薬品と同等の効能があり、価格が先発医薬品に比べて安価であるという特徴があります。よって、ジェネリック医薬品の使用により、お薬代の自己負担額軽減や医療保険財政改善が期待されます。

広域連合では、被保険者の皆様が医療機関で相談しやすいよう、被保険者証送付時に「**ジェネリック医薬品希望シール**」を同封し、配布しております。（配布実績：約36万枚）



ジェネリック医薬品希望シールのイメージ

（希望される場合は、保険証やお薬手帳の余白部分に貼り付けてください）

(2) ジェネリック医薬品差額通知

広域連合では、令和5年4月に処方された先発医薬品からジェネリック医薬品（後発医薬品）へ切り替えた際に、お薬代の負担がどのくらい減るか（自己負担額の差額）をお知らせする「**ジェネリック医薬品差額通知書**」を送付しています。

被保険者の皆様は、通知書を基に医師・薬剤師等へ薬剤の切替えを相談し、お薬代の自己負担軽減を行うきっかけを持つことができます。

令和5年度のジェネリック医薬品への切替率と削減効果額については次のとおりです。

〒980-0011
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
宮城県自治会館9階

宮城県後期高齢者医療広域連合から、
ジェネリック医薬品の利用促進を目的
としたお知らせです。

ヤマダ ハナコ 様
12345678 1-1

ジェネリック医薬品の相談窓口
通話無料：0120-216-643
対応時間：月～金（祝日除く）
9:00～17:00

お薬代の負担を減らませんか？

2020年04月 にご処方されたお薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、
お薬代は、(円) **1,332円** 程度、ご負担が軽くなると見込めます。
※必ず、かかりつけの医師、薬剤師にご相談をお願いします。

| 医師機関（薬局）・薬剤名 | お支払いになったお薬代（円） | ジェネリック医薬品に切り替えることで削減できるお薬代（円） |
|----------------------|----------------|-------------------------------|
| ●●薬局 ボルタレン錠 25mg | 720円 | 360円～ |
| ▲▲薬局 リウマチレックスカプセル | 2,304円 | 972円～ |
| お薬代の合計 | 3,024円 | 1,332円～ |

●このお知らせは薬剤師の処置の目安について記載しているものです。実際の処方料は調剤技術料・薬学管理料等により、変動している可能性があります。
●このお知らせに記載しているお薬は、生活習慣病（高血圧、糖尿病など）や慢性疾患（ぜんそく、リウマチなど）で長期服用されている医薬品を中心としており、短期処方のお薬は記載していません。

令和5年度ジェネリック医薬品差額通知実績

- ① 通知対象者 : 9,904人※
- ② 切替数 : 792人
- ③ 切替率 : 11.3% (令和5年9月調査)
- ④ 削減効果額 : **1,132,000 円の減**

※生活習慣病や慢性疾患に処方される先発医薬品を服用している被保険者で、1か月当たりの自己負担額の差額が大きく、年齢の低い方が対象です。

通知書のイメージ図(A4サイズ)

(3) 医療費通知

被保険者の皆様に健康意識を高めていただくため、医療機関でかかった医療費の額を年に1回（1月下旬）お知らせしています。通知には、「診療年月」「医療機関名称」「診療区分」「日数」「医療費総額」「自己負担相当額」「食事療養費」などが記載されています。

令和7年1月24日（予定）

〒999-9999
宮城県〇〇市××9999番地

広城 太郎 様

発行者
〒980-0011
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
宮城県自治会館9階

宮城県後期高齢者医療広域連合長

公印

後期高齢者医療制度 医療費のお知らせ

令和6年1月～令和6年10月診療分の
医療費控除申告見込額 (⑥+⑨) 95+93 円

あなたの医療費は、下記のとおりです。

被保険者番号 99999999 対象期間 令和6年1月～令和6年10月

| ①診療年月 | ②医療機関名称 | ③診療区分 | ④日数 | ⑤医療費総額(円) | ⑥自己負担相当額(円) | ⑦食事療養・生活療養費 | | | ⑩減額査定 |
|---------|---------|-------|-----|-----------|-------------|-------------|---------|-----------|-------|
| | | | | | | ⑧回数 | ⑨費用額(円) | ⑧標準負担額(円) | |
| 対象期間内合計 | | — | — | 99999999 | 99999 | — | 99999 | 99999 | — |
| 令和6年1月 | 〇〇医院 | 医科入院 | 31 | 359,760 | 15,000 | 90 | 59,100 | 9,300 | |
| 令和6年1月 | 〇〇医院 | 医科入院 | 30 | 348,420 | 15,000 | 93 | 61,070 | 9,000 | |

医療費通知書のイメージ拡大図(A4サイズ)

5. 広報事業

広域連合では、被保険者の皆様に被保険者証（令和6年12月2日以降は資格確認書）や保険料決定通知書を郵送する際に、制度に関するお知らせのリーフレットを同封するほか、各医療機関や各市町村に依頼してポスターを掲示するなど、様々な広報活動を行っています。

令和6年度 後期高齢者医療制度のお知らせ

この冊子は皆さまからの保険料のほかに、後世代からの支援金等により運営されています。

対象となる方
75歳以上の方が対象です。65歳から75歳未満の方で一度の給付が限り給付期間が満了された方でも対象となります。
対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。

窓口負担の割合（2ページ）
医療費の窓口負担割合は、前年の所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかとなります。ただし、世帯別、世帯単位での所得が一定以上ある場合は、世帯別負担割合に引き上げられます。

保険料（5ページ）
保険料は、個人ごとに計算され、お一人お一人から納めていただきます。

被保険者証（保険証）
●75歳以降の誕生日前に保険証が交付されます。
●保険証は一人一口紙交付されます。
●若年者世帯に加入する場合は、窓口で届出をお願いします。
●保険証は、必ずお持ちください。お持ちしていない場合は、お住まいの市町村の窓口へ届出をお願いします。
●記載内容に変更がある場合は、必ずお持ちの保険証を返却してください。
●資格がなくなった場合は、お住まいの市町村の窓口へ届出をお願いします。
●資格がなくなった場合は、お住まいの市町村の窓口へ届出をお願いします。

保険証は8月1日から新しくなります。
(保険証の色が変わります。)

保険証の忘れし取り、返り込みの詐欺、不審な訪問・電話などには十分ご注意ください。

宮城県後期高齢者医療広域連合

リーフレット(令和6年3月)
A4サイズ相当6ページ両面
4～7月年齢到達者分被保険者証に同封(16,500部)

令和6年度 後期高齢者医療制度のご案内

目次

- 後期高齢者医療制度のしくみ
 - 医療費の自己負担額について
 - 被保険者証の交付について
- 医療機関等にかかること
 - 窓口負担の割合
 - 所得に応じた負担割合
 - 所得に応じた負担割合
- 保険料
 - 保険料の決定方法
 - 公費負担金の請求方法
 - 保険料の滞り
 - 保険料の滞り
- その他
 - 若年者世帯(国民健康保険)の方の負担割合
 - 若年者世帯(国民健康保険)の方の負担割合

宮城県後期高齢者医療広域連合
令和6年4月発行

冊子(令和6年3月)
A4サイズ(28ページ)
市町村の窓口へ設置
(16,500部)

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決まり方

令和6年度 保険料の計算方法

年間保険料額(限年度90万円以内) = 均等割額 + 所得割額

均等割額: 1人当たり47,400円

所得割額: 所得 × 9.28%

令和6年度 年金収入のみの場合の計算例(65歳以上の方)

例1: 年金収入21万円の場合
均等割額: 47,400円
所得割額: 21万円 × 9.28% = 19,488円
年間保険料額: 66,888円

例2: 年金収入22万円の場合
均等割額: 47,400円
所得割額: 22万円 × 9.28% = 20,416円
年間保険料額: 67,816円

宮城県後期高齢者医療広域連合

リーフレット(令和6年6月)
B5サイズ相当4ページ両面
保険料額決定通知書に同封
(328,500部)

令和6年8月1日から 後期高齢者医療被保険者証が 変わります!

令和6年7月31日まで オレンジ

令和6年8月1日から 令和7年7月31日まで みどり

新しい保険証は、住民票のある市町村から7月中にお届けします。

8月1日以前でも届かなかった方は、8月1日より届けてください。

入院したときの食事代について

各医療機関は8月から変わります

宮城県後期高齢者医療広域連合

ポスター(令和6年6月)
A2サイズ
市町村窓口・医療機関に掲示
(5,700部)

「マイナンバーカード」を健康保険証として使ってみませんか

健康保険証をお使いの皆さまへ
「マイナンバーカード」を健康保険証として使ってみませんか

1 どんなメリットがありますか？

Point 1 よりよい医療が可能に！
 本人が得意な医師、初めての医療機関でも、経験豊富な医師に受診する選択肢が広がります。また、より適切な診断が受けられるようになります。

Point 2 自身の健康管理に役立つ！
 マイナンバーカード、保険・薬料の支払履歴がわかります。今後の健康管理のために活用することができます。

Point 3 オンラインで医療費控除がより簡単に！
 マイナンバーカードの医療費控除機能が活用できます。オンラインで医療費控除の申請が簡単にできます。

Point 4 手続きなしで限度額を超え一時的な支払が不要に！
 延長給付期間がなくても、高額療養費制度に該当する医療費は、事前に自己負担限度額を超えてから支払われます。

Point 5 医療保険の資格確認がスムーズに！
 カードリーダーで読み取りが簡単です。スムーズに医療保険の資格確認ができます。また、資格喪失の通知が受けやすくなります。

Point 6 医療費の事務コストの削減！
 医療保険の資格確認が簡単です。事務コストの削減につながります。

Point 7 健康保険証の切り替え等が簡素化されます
 転居の際の健康保険の切り替えが簡単です。また、資格喪失の通知が受けやすくなります。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うリーフレット（令和6年6月）A4サイズ相当4ページ両面被保険者へ広域連合より直接送付（345,000部）

令和6年度からの後期高齢者医療制度の見直しに関するご案内

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援金でまかなわれています。少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていく見込みです。このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、**令和6・7年度の保険料に反映されています。**

①「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるよう見直し
 ②出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支拂する仕組みの導入



今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につなげていくために行われます。



令和6年度制度改正に伴うリーフレット（令和6年6月）A4サイズ相当4ページ両面被保険者へ広域連合より直接送付（345,000部）

令和6年8月からの後期高齢者医療制度のお知らせ

この制度は皆さまからの保険料のほか、現役世代からの支援金等により運営されています。

対象となる方
 75歳以上の方が対象です（65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり、医療サービスの提供を受けたい方も加入することができます。対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。）

窓口負担の割合（2ページ）
 医療費の窓口負担割合は、前年の所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかとなります（一人で複数の医療機関の窓口利用者がある場合は、各年の総所得金額が高い医療機関に統一されます。）

保険料（5ページ）
 保険料は、個人ごとに計算され、お一人お一人に納めていただきます。

被保険者証（保険証）
 ●75歳になる前日までに保険証が交付されます。
 ●保険料は1人に1枚交付されます。
 ●医療機関にかかるときは、忘れずに提示しましょう。
 ●保険証は、なくさないように大切に保管しましょう。
 ●記載内容に間違いがあるときや、なくしたり破れたりしたときは、市区町村の担当窓口へご連絡ください。
 ●資格がなくなった場合や窓口負担の割合が変更になった場合は、有効期限内でも、市区町村の担当窓口へすぐに連絡してください。

令和6年12月2日以降、紙の保険証は発行しませんが、お手元の保険証は有効期限（令和7年7月31日）まで使用できます。

保険証のだまし取り、振り込み詐欺、不審な訪問・電話などには十分ご注意ください。

宮城県後期高齢者医療広域連合

リーフレット（令和6年6月）A4サイズ相当6ページ両面年次更新時及び8～11月年齢到達者分被保険者証に同封（378,000部）

令和6年12月からの後期高齢者医療制度のお知らせ

この制度は皆さまからの保険料のほか、現役世代からの支援金等により運営されています。

対象となる方
 75歳以上の方が対象です（65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり、医療サービスの提供を受けたい方も加入することができます。対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。）

窓口負担の割合（2ページ）
 医療費の窓口負担割合は、前年の所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかとなります（一人で複数の医療機関の窓口利用者がある場合は、各年の総所得金額が高い医療機関に統一されます。）

保険料（5ページ）
 保険料は、個人ごとに計算され、お一人お一人に納めていただきます。

資格確認書
 医療機関にかかるときに窓口へ提示してください。
 ●75歳になる誕生日までに資格確認書が交付されます。
 ●資格確認書は、1人に1枚交付されます。
 ●医療機関等にかかるときは、忘れずに窓口へ提示しましょう。
 ●資格確認書は、なくさないように大切に保管しましょう。
 ●記載内容に間違いがあるときや、なくしたり破れたりしたときは、市区町村の担当窓口へご連絡ください。
 ●資格がなくなった場合や窓口負担の割合が変更になった場合は、有効期限内でも、市区町村の担当窓口へすぐに連絡してください。

資格確認書のだまし取り、振り込み詐欺、不審な訪問・電話などには十分ご注意ください。

宮城県後期高齢者医療広域連合

リーフレット（令和6年10月）A4サイズ相当6ページ両面12～3月年齢到達者分資格確認書に同封（21,000部）

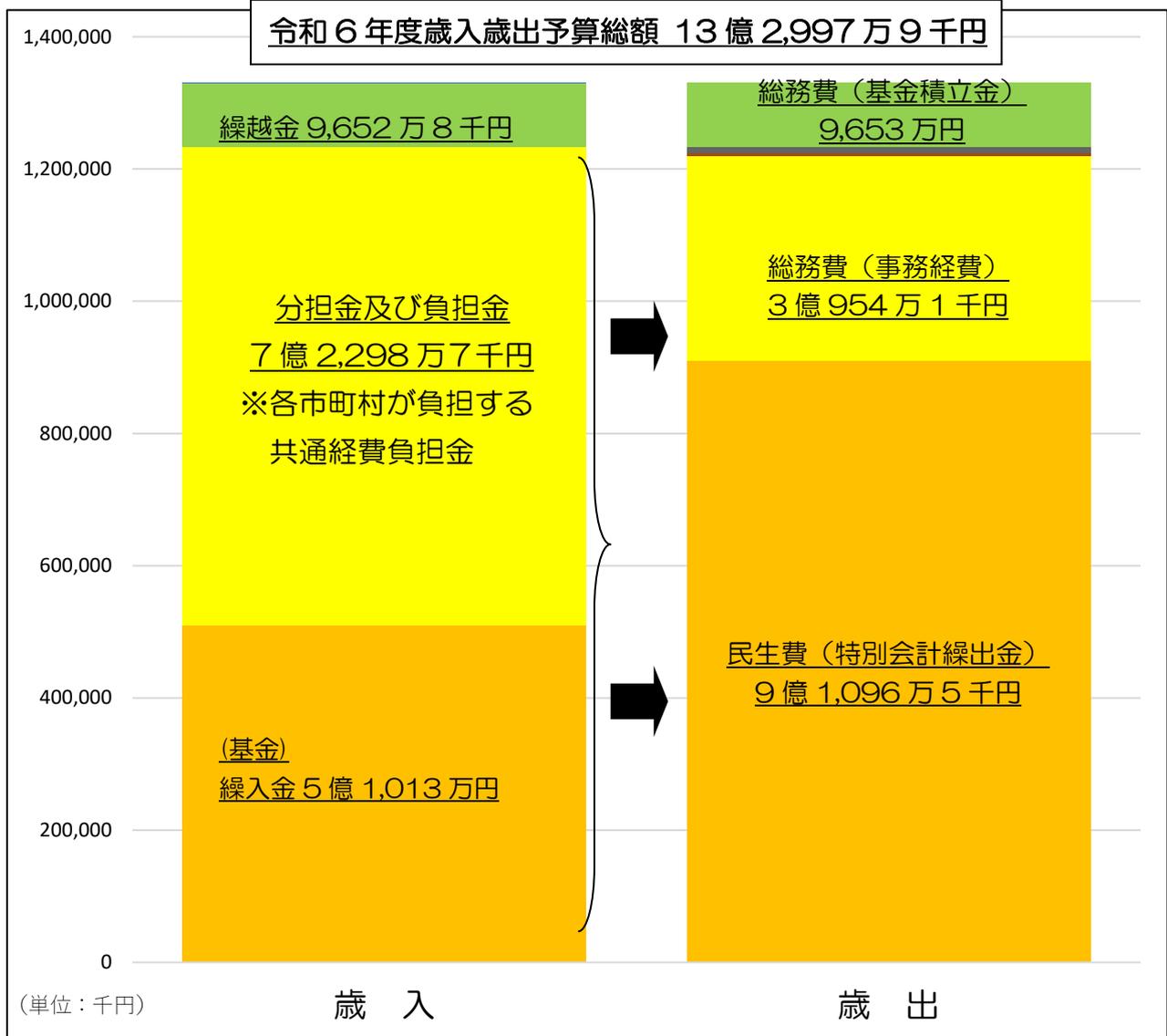
Ⅲ 令和6年度予算

被保険者の皆様の保険料や県内各市町村の負担金などを財源とする広域連合は、保険者として「安心医療の確保」と「制度の安定運営の確保」の2つを基本として制度運営の充実を図っています。

1. 一般会計予算（令和6年8月31日現在）

一般会計予算には、議会費、広域連合事務局運営に係る事務経費（市町村からの派遣職員の人件費負担金、事務所使用料、内部情報系システム保守業務委託料等）、特別会計繰出金に要する経費を計上しています。

これらの経費は、県内35市町村が負担する共通経費負担金により賄われています。

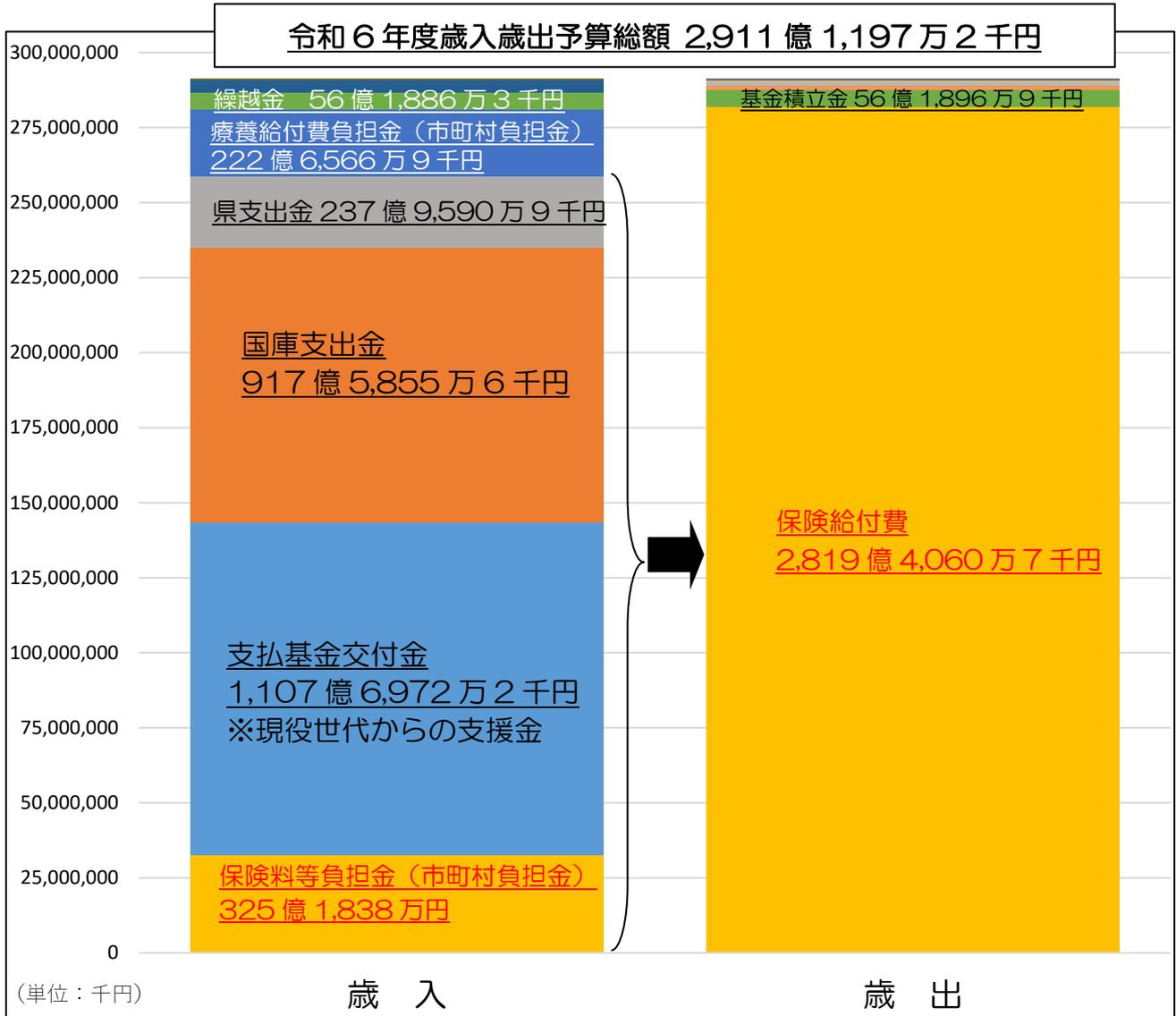


（その他の歳入及び歳出）

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|---------------|--------|--------------|---------|
| 財産収入（基金運用収入） | 1千円 | 議会費（議会運営費用等） | 294万3千円 |
| 諸収入（預金利子、雑入等） | 33万3千円 | 予備費 | 1,000万円 |

2. 後期高齢者医療特別会計予算（令和6年8月31日現在）

特別会計予算には、医療給付費や健康診査などの保健事業に要する経費を計上しており、保険給付費が歳出の大部分（約96.8%）を占めています。保険給付費は、公費（国・県・市町村）、現役世代からの支援金及び被保険者の保険料により賄われています。



(その他の歳入及び歳出)

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|---------------|--------------|------------------------|-------------|
| 繰入金（基金繰入金） | 40億4,961万9千円 | 保健事業費（健康診査費等） | 17億449万9千円 |
| 諸収入（第三者納付金等） | 1億9,683万円 | 総務費（被保険者証作成経費、広報周知経費等） | 9億5,898万3千円 |
| 特別高額医療共同事業交付金 | 1億3,831万8千円 | 諸支出金（保険料還付金等） | 2億8,379万9千円 |
| | | 予備費 | 2億2,416万3千円 |
| 財産収入（基金運用収入） | 10万5千円 | 支払基金拠出金 | 2億1,000万円 |
| | | 特別高額医療共同事業拠出金 | 1億6,766万円 |
| 財政安定化基金 | 1千円 | 公債費（一時借入金利子） | 329万2千円 |

『令和6年度版 後期高齢者医療の事業概要』

作 成 宮城県後期高齢者医療広域連合

所在地 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3

宮城県自治会館9階

連絡先 宮城県後期高齢者医療広域連合 総務課

TEL 022-266-1026 /FAX 022-266-1031

E-mail info@miyagi-kouiki.jp